

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和元年9月30日（月） 午後1時01分から
午後3時41分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、嶋幸一、阿部長夫、阿部英仁、成迫健児、高橋肇、小嶋秀行

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 石川泰三 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第87号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (2) 大分県長期計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況等について、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価について並びに子どもの安全対策及び特殊詐欺対策の条例化に向けた県民意見の募集についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (4) 参考人招致、県内所管事務調査について協議を行った。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主幹 秋本昇二郎
政策調査課調査広報班 主事 佐藤千種

文教警察委員会次第

日時：令和元年9月30日（月）13：00～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 教育委員会関係

13：00～14：15

(1) 諸般の報告

- ①大分県長期総合計画の実施状況について
- ②教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- ③大分県長期総合計画の変更について
- ④大分県長期教育計画の変更について
- ⑤公社等外郭団体の経営状況等について
(公益財団法人大分県体育協会、公益財団法人大分県奨学会)
- ⑥県立埋蔵文化財センターの現状と課題について
- ⑦平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果について
- ⑧台風第15号による共同運航実習船「翔洋丸」の衝突事故について
- ⑨県立国東高等学校と県立国東高等学校双国校の一体化について
- ⑩県立日出支援学校における個人情報書類の紛失について

(2) その他

3 警察本部関係

14：15～15：25

(1) 合議議案件の審査

第87号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 諸般の報告

- ①大分県長期総合計画の実施状況及び計画の変更について
- ②公社等外郭団体の経営状況等について
(公益財団法人暴力追放大分県民会議、公益財団法人大分県交通安全協会、公益財団法人大分県防犯協会)
- ③子どもの安全対策及び特殊詐欺対策の条例化に向けた県民意見の募集について

(3) その他

4 協議事項

15：25～15：30

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

5 閉会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、総務企画委員会から合い議のあった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより教育委員会関係の審査に入ります。

それでは、諸般の報告が10項目あるので、まず、①と②の報告をお願いします。

工藤教育長 初めに私から一言御挨拶申し上げます。

まず冒頭、先週特別支援学校の修学旅行の途上において、生徒の大事な情報を紛失する失態がありました。保護者の方をはじめ、議員をはじめ多くの皆さま方に御心配をおかけしたことに改めておわび申し上げます。

また、三浦委員長をはじめ、委員の皆さま方には県教育行政の推進に様々な御尽力をいただいていることに改めて厚くお礼申し上げます。

本日の委員会は、委員長から御紹介があったように、大分県長期総合計画の実施状況についてなど、諸般の報告が10件と大変多くなりますが、各事項についてはそれぞれ担当課長から説明します。どうぞよろしく願います。

中村教育改革・企画課長 諸般の報告①大分県長期総合計画の実施状況について説明します。別冊でお配りしている、こちらの資料を御覧ください。

発展分野のうち、表の右から2列目、所管部局の欄を縦に見ていただき、教育庁と書かれている部分が、教育庁の所管する施策となります。

資料の5ページ目は施策別の一覧表ですが、右から2列目、所管部局の欄を縦に見ていただき、教育庁と書かれている部分が、教育庁の所管する施策になります。

表の左から2列目、政策欄の1生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造の

中で、(1)から(4)及び(7)と、政策2芸術文化による創造県おおいの推進のうち(3)、政策3スポーツの振興のうち、

(1)及び(2)の合わせて八つが教育委員会が所管する施策です。

これらのうち、主な指標の達成状況を説明します。140ページをお開きください。

140ページの施策名は、子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進です。ページ中ほどのII目標指標の表を御覧ください。

まず、指標i 児童生徒の学力(知識・技能、全国平均以上の児童生徒の割合)は、表の中ほど、30年度の欄にあるとおり、小学校の達成度は95.7%、中学校は99.8%です。

また、指標iiの児童生徒の学力(思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合)の達成度は、小学校は88.6%、中学校は96.5%です。学力向上に関する指標の評価は概ね達成です。

次に、指標iiiの児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)は、小学校の達成度は107.5%、中学校は106.9%です。体力向上に関する指標による評価は達成です。小・中学校児童生徒の学力・体力は、これまでの取組が成果に現われてきており、平成30年度の全国学力・学習状況調査では小・中学校の平均正答率の合計値が共に平成29年度に引き続いて全国平均を上回る結果でした。

また、平成30年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点の全国順位は、小学校5年生男子の全国1位をはじめ、小学校5年生女子、中学校2年生男女の全てで過去最高の順位でした。引き続き、児童生徒の学力・体力向上の取組を継続していきたいと考えています。

次に、146ページをお開きください。

施策名は、安全・安心な教育環境の確保で

す。指標 i 不登校児童生徒の出現率、これは小学校、中学校における不登校児童・生徒の出現率であり、児童・生徒の総数に対する不登校人数の割合を示した数値です。この目標値が1.21%のところ、実績値が1.50%で達成度は76.0%です。これについては、資料にない内容も含めて補足します。

国の調査結果によると、大分県の不登校の要因として小学校では約6割が家庭に係る状況となっており、学校の教職員だけで解決することには困難が伴うものになってきています。不登校の未然防止や早期解決のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフの配置とともに、連絡調整を担う教職員を教育相談コーディネーターとして校務分掌上位置付け、教育相談体制の充実・強化を図っているところです。

教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、福祉関係者が参画できる体制づくりに取り組むことや、校内いじめ・不登校対策委員会の定期的な開催など、各学校における教育相談の充実を図ります。

さらに、いじめや不登校を出さない学校づくりの方策として、教育活動の中に人間関係プログラムを導入していきたいと考えています。児童生徒の対人関係に係る力を育成するため、地域で各学校の教育相談支援を行う教員である、地域児童生徒支援コーディネーターを中心に研究を進め、実践の手引きを作成します。

これらのほか、教育庁が所管する施策として、164ページから171ページにかけて、文化財・伝統文化やスポーツに関する施策があります。

これらについては、ほとんどの指標の達成度が100%を超える状況であり、指標による評価は良いものが出ています。こうした状況も継続できるよう、文化財・伝統文化の保存・活用・継承とスポーツの振興に取り組んでいきます。諸般の報告①に関する説明は以上です。

続いて、諸般の報告②教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果について説明します。A4縦の文教警察委員会資料の1ページをお開きください。

教育委員会は地教行法に基づき、毎年、教育委員会の担う事務の実施状況を点検・評価し、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとされています。点検・評価は前年度分の事務の評価を大分県長期教育計画（「教育県大分」創造プラン2016）の目標指標を用いて、学識経験者などに意見をいただきながら実施しています。

大分県長期教育計画の施策体系は、2の下の表のとおりですけれども、八つの基本目標の下、21の施策を掲げ、施策ごとに目標指標を設定し、合計64の指標で数値目標を設定しています。

なお、指標のうち、小・中学校児童生徒の学力や体力に係る指標など24の指標は、大分県長期総合計画と共有しており、長期教育計画における重点指標として位置付けています。

資料2ページを御覧ください。

各指標の達成率の評価基準は、100%以上で達成、90%台を概ね達成、80%台を不十分、80%未満を著しく不十分とする4区分で分類しています。

上段の円グラフにあるとおり、指標全体で見ると、達成及び概ね達成となった指標が全体の79.7%、約8割となっており、全体の達成率から見ると、施策はおおむね順調に進行しているものと考えています。

下段は分野別の達成状況です。社会教育、文化、スポーツの区分は、いずれの指標も達成もしくは概ね達成となっていますが、学校教育の区分では、不十分、あるいは、著しく不十分となった指標もあります。

続いて3ページを御覧ください。

64の指標ごとの達成率をレーダーチャートで表しています。点線で表示している円のラインが達成率100%のラインです。

上段のレーダーチャートでは、指標の9番・10番の話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできている児童生徒の割合、指標の16番から19番、小・中学校男女の体力に係るもの、指標の24番、高校生のインターンシップ経験をした生徒の割合などが達成率100%を超える状況となっています。

下段のレーダーチャートでは、達成率100%を超えているものとして、例えば学校教育の分野では、指標の43番コミュニティスクールに指定された学校の割合や、指標の45番から48番の小中高校と特別支援学校における主幹教諭の配置対象校への配置率などが100%を超えているものとしてあります。

社会教育・文化・スポーツの分野の項目については、ほぼ全ての指標が達成率100%を超える状況となっています。

続いて、資料の4ページと5ページを御覧ください。

ここでは、基本目標ごとの達成状況と達成率80%未満の著しく不十分となった指標を分析・課題とともに記載しています。

達成率が著しく不十分となった指標は九つあり、授業が分かると感じる生徒の割合（高校）など白抜き文字で記載しているものになります。なお、別冊でお配りしている点検・評価結果報告書の中では、この九つの指標についての、指標の考え方・分析・課題・取組状況の詳細を記載しています。

これら達成率が著しく不十分となった指標については、学識経験者や保護者などを委員とする大分県長期教育計画委員会において、指標の設定そのものについても含めて、それぞれの課題と今後の対応等について多くの意見を頂戴しました。

いただいた意見や点検・評価の結果を踏まえて、今後の教育行政の施策に適切に反映していきたいと考えています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

小嶋委員 さきほど2番目に説明のあった、いじめ対策で不登校児童生徒の出現率の達成度が76%で、いろいろ対策を述べられていましたし、主な原因は家庭に関わるところが6割だと話がありました。実情はそういうことだと思うんですよ。これ、まず一つは前年と前々年、過去2年間がどういう状況だったかを教えてください。

それともう一つ、年度途中に出現率の基準や目標を大体どれぐらいに置いてあるのか。しかしこれ、教育庁で把握しにくいのかどうか私には分かりませんが、年度途中の後半3分の2ぐらいになると分かるんじゃないかなと思うんですが、そういう動きが見えるのか見えないのかを教えてください。

蓑田学校安全・安心支援課長 まず、過去2年間の状況です。平成29年の調査が1.5と出てるわけなんですけれども、平成28年が1.35、平成27年が1.30という状況です。

それから、年度の途中のどこが基準にというお話ですが、これは4月から3月の1年間に調査して文科省に報告し、そして秋、10月以降に議会に報告する制度になっています。**小嶋委員** 1.35と1.30ということであれば、達成度は80%ぐらいという理解でいいですか。

蓑田学校安全・安心支援課長 この指標を決めるときに、全国で大分県の不登校率が高い方から10番程度でしたので、最終的な目標を全国の低い方から10番程度に設定しようと。そして、各年で目標を立てたところです。その目標値に対して76%しか達成していない状況で、全国で10番という目標も立てたんですけれども、ただ、大分県と同様に全国的にも不登校が増えている状況もあります。

小嶋委員 その76%という達成度は、低いという理解でいいんですか。

蓑田学校安全・安心支援課長 この評価においては、80%を切れれば著しく低いこととなります。76%ですから、そこは著しく低いこととなります。

小嶋委員 それで平成28年と27年が1.35と1.30で、平成29年の1.50と比べると1.50の方が数字は高く達成度は低いことになると思うんですが、前年、前々年は8割ぐらいだったという理解でいいですか。

蓑田学校安全・安心支援課長 はい、8割を超えていました。

小嶋委員 分かりました。いいです。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、続いて③と④の報告をお願いします。

中村教育改革・企画課長 諸般の報告③大分県長期総合計画の変更について説明します。

資料の右肩に別冊と書かれている、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の変更についてを御覧ください。

まず、1ページをお開きください。

1計画変更の理由ですが、この計画は令和6年度までの10年間を計画期間として平成27年10月に策定しましたが、今年度が計画期間の中間年にあたるため、目まぐるしく変化する社会情勢も見ながら、諸課題をさらに前に進めていけるよう見直すものです。

次に、2計画変更の基本的な考え方です。

一つ目は、新時代「令和」を見通しながら、長期的な視点に立って将来の大分県の布石となる見直しを行うこと。二つ目は、大分県版地方創生の加速前進、先端技術への挑戦、強靱な県土づくりなどの新たな課題にしっかり対応することです。

3計画の性格・役割、4計画の期間は現行計画と同様です。

5計画の構成については、(2)基本構想編に、現行では時代の潮流という項目が書いてありますけれども、それに代えて、大分県版地方創生の加速前進、先端技術への挑戦、強靱な県土づくりの三つの新たな課題を時代の要請として掲げています。

6「プラン2015」中間見直し委員会の設置については、プランの見直しにあたり、

県民意見をしっかりと反映することが不可欠なので、安心・活力・発展の各分野別の部会と総合部会を設置し、今年の5月から意見をいただいています。

資料の2ページをお開きください。見直しの概要を示しています。

上段に基本目標、県民とともに築く、「安心」「活力」「発展」の大分県を掲げていますが、この部分に変更はありません。中段に時代の要請として三つの対応すべき新たな課題を置き、下段に「安心」「活力」「発展」の3分野にそれぞれの政策を示しています。

教育委員会が所管する政策は、発展の①生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造と③スポーツの振興の部分です。

教育委員会が所管する政策に関連するものとして、「県内の産業ニーズ等を踏まえた柔軟な教育を行うには」や「業種別、年代別の人材確保戦略の在り方は」などを論点として、プラン中間見直し委員会で議論を続け、施策の充実を図ることとしています。

なお、今後のスケジュールについてですが、プランの見直しは年度内に確定することを目標としています。

現在、プラン中間見直し委員会において、さきほど説明した教育委員会が所管する政策に関連する論点も含めて、出産・子育てや女性の活躍、人材育成・人材確保などの大きなテーマについて議論を続けていますので、こうした議論を踏まえた見直し案については、整い次第、次回以降の議会にて示したいと考えています。御理解のほど、よろしく申し上げます。

諸般の報告③については以上です。

続いて、諸般の報告④大分県長期教育計画の変更について説明します。

A4縦の文教警察委員会資料6ページを御覧ください。

この計画は大分県長期総合計画の教育部門の実施計画の位置付けであることから、大分県長期総合計画の見直しに合わせ本計画の見直しを行うものです。

次に、2変更の基本的な考え方ですが、大きく三つあります。

一つ目は、社会情勢や教育に関する情勢の変化に対応した計画にすることとして、深刻な少子高齢化、人口減少と地方創生の動向、技術革新、先端技術の導入による急速な情報化の進展、グローバル化の一層の進展、大規模災害や悪質な事件の発生などの変化に対応した計画にすることです。

二つ目は、県民に分かりやすく、教育関係者が活用しやすいよう配慮したものにすることです。

三つ目は、大分県長期総合計画の変更と今年度中に新たに策定する大分県教育大綱を反映することです。

3計画の性格・役割、7ページにある4計画の期間は現行どおりです。

5計画の構成については、計画の基本理念の実現、最重点目標の達成に向けて、現在設定している八つの基本目標を継続したいと考えています。具体の取組に、さきほど説明した社会情勢の変化等に応じた記載を追加したいと考えています。

6計画変更への県民意見の反映については、大分県長期教育計画の見直しにあたり、学識経験者や保護者代表等で構成する大分県長期教育計画委員会やパブリックコメントにより県民意見を反映していきたいと考えています。

なお、大分県長期教育計画委員会については、年度内にもう一度委員会を開催し、意見をまとめる予定です。

最後に、7今後のスケジュールですが、大分県長期総合計画の見直しの状況により変更となる可能性があるため、現時点での想定ですが、その素案について、教育委員会会議で審議し、12月の第4回定例県議会の常任委員会にて報告・審議いただくことを想定しています。また、パブリックコメントの手続きにより、県民の意見を伺います。こうした意見を反映した計画案を教育委員会にて審議し、さらに3月の県議会で議決ができれば、そのようなスケジュールで見直し後の計画を公表

したいと考えています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

高橋委員 長期教育計画変更の基本的な考え方の2番に、県民に分かりやすく教育関係者が活用しやすいよう配慮とあって、具体的にはこれからになると思うんですが、やっぱり一目見てなかなか分かりにくい。実際に普通の人が見たときの本当の印象だと思うので、これをいかに分かりやすくするかに気を配っていただきたいのが一つ。

それと6計画変更への県民意見の反映で、パブリックコメントですね。パブリックコメントって、国でも各市町村段階でもいろいろやるんですが、なかなか浸透しない。知らないとか、気が付いたらもう終わっていたとか、結構そういう話を聞くので、12月上旬が予定ですけれども、なるべく一人でも多くの方がパブリックコメントに意見を寄せられるように、何がしかの工夫をお願いしたい。また、実施したからにはその意見を反映できるところは最大限に反映する姿勢でお願いしたいなと思います。

中村教育改革・企画課長 県民に分かりやすく、教育関係者が活用しやすいよう配慮する表現については、御指摘をいただいたように気を配っていきたいと考えています。また、今後のパブリックコメントを含むスケジュールについては、あくまでも現段階で想定をしているもので、長期総合計画の進捗にあわせて前後するものと考えています。そういったことで12月上旬にやる場合には、できるだけパブリックコメントの意見をいただけるようにしたいと考えています。また、その時期が変更になった際にも、そのような意識を持ってやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

三浦委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、続いて⑤の報告をお願いします。

加藤体育保健課長 公社等外郭団体の経営状況等について報告します。教育委員会で所管する団体のうち、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき、報告する団体は2団体です。

お手元にあります、県出資法人等の経営状況報告概要書、県有地の信託に係る事務の処理状況報告概要書——この青いA4縦の冊子の30ページをお開きください。

公益財団法人大分県体育協会について説明します。

項目2を御覧ください。県は資本金等の総額1,395万8千円の14.3%にあたる200万円を出資しています。

次に項目3の事業内容です。

1の国民体育大会等の各種スポーツ大会における競技力の向上に対する助成や、指導者の資質向上等を図る事業、2のスポーツ少年団の各種大会並びに講習会・研修会の開催に対する助成事業、3の体育協会に加盟している競技団体、学校体育団体及び地域スポーツ団体の組織拡充に関する事業、4のスポーツ振興の功績に対する表彰事業、5のスポーツ医学の調査・研究に関する事業、6のホームページ、広報誌を活用した情報提供に関する事業などを行っています。

次に項目4の30年度の決算状況ですが、左側の正味財産増減計算書を御覧ください。経常収益2億6,956万6千円に対して、経常費用2億6,894万1千円となっており、当期経常増減額は62万5千円のプラスです。右側の貸借対照表については、資産4,001万6千円に対して、負債299万3千円で、正味財産（純資産）は3,702万3千円です。

次に項目5の問題点及び懸案事項ですが、県からの負担金が経常収益の8割を超えていることから、安定的な自主財源の確保が必要です。

項目6の対策及び処理状況ですが、財政基盤の確立に向け、平成29年度から加盟団体分担金を改定し、自主財源の増額を図りまし

た。引き続き、ホームページ等の広報を通じて、企業・個人に対する賛助会員の拡大に努めます。また、事業遂行に組織的に取り組めるよう、県としても指導・協力を行います。

佐藤教育財務課長 同じ資料の47ページをお願いします。公益財団法人大分県奨学会の経営状況について報告します。

項目2を御覧ください。県は資本金等の総額20億3,417万3千円の23.4%にあたる4億7,591万1千円を出資しています。

項目3の事業内容ですが、高校生や大学生に対して奨学金の貸与を行っています。平成30年度実績として、高等学校等奨学金については一般奨学金、通学費等奨学金、入学支度金を合わせて、延べ1,910人に対し4億5,737万5千円、大学奨学金については、326人に対し1億8,639万2千円、合計延べ2,236人に対し、6億4,376万7千円を貸与しています。

次に項目4の30年度決算状況ですが、正味財産増減計算書の下から2行目の正味財産期末残高は41億3,427万2千円であり、当期の正味財産増減額は、363万7千円の減となっています。正味財産が減少した理由は、保有債券の時価が下落したことにより、基本財産の評価額が減少したことが主なものです。

項目5の問題点及び懸案事項については、奨学金の返還時期を迎える対象者の増に伴う滞納者の増加等により、返還率は80%を下回る状況にあることから、将来の奨学金事業の財源確保と法人経営の安定化のため、返還金の確実な回収が課題となっています。

項目6の対策及び処理状況としては、平成21年度から債権回収に専ら従事する職員を1名を配置し、24年度からは人数を2名に増員するとともに、債権管理に精通した人材を配置することで、裁判所に対する支払督促申立等による積極的な債権回収に取り組んでいます。また、文書催告や住所調査の徹底を図るとともに、支払督促などの法的手段によ

る債権回収を強化しているところです。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

阿部英仁委員 最初に加藤体育保健課長から説明のあった、体育協会のことをお聞きしたいんですが、これは例年ずっと一緒だと思うんですけど、問題点や懸案事項というのもそんなに変わらんとするんですね。こういう流れの中で、常に安定的な自主財源の確保とありますけど、もう少しそこを議論していかないと、スポーツ振興とか競技力向上という中で、体育協会がどうやって自主財源を取って来るか。それぞれの競技団体に細分して考えたときに、それぞれが大会をするときの財源確保は非常に大変なんですよね。要するに皆さんにお願いをするのは、経費をどう賄うか、それぞれの競技団体がいろんなところに個人的な関係を中心にしながら応援してもらっているが、それも本当に僅かなもんですよ。

そういう状況下にあって、それぞれの団体が努力してるわけですよ。そして、それらが集合して、また県の体育協会に参加して競技力の向上をしている。今、国体をやってますけど、国体の順位を上げろと言っても、それぞれが競技力を向上させなければ上がっていかない。その中でやはり財源確保はもう少しほかの部分でも考えていかないと、自主財源は非常に難しいんじゃないかなと。例えば、スポーツ用品の取扱店だとかが、多かれ少なかれ何か応援すればメリットがあればいいんですが、大分県のスポーツ競技力を向上させよう、だから今我々のところではこれだけの財産や資金に余裕があるから、これをやろうなんて、そういう話は余り聞いたことがない。

そうしたときに、私はぜひ要望しておきたいと思うんですが、競技力向上に対して、やはり県費をどれだけ持ち出しができるか、その割り振りをしていけないと、片方で競技力向上と言っても非常にハードルが高いんじゃないかなと思います。特に今、問題点及び懸案事項の中で、自主財源の確保による財政基

盤の確立を一概にぼんと言っても、やはり非常に難しいと私は思います。そのこのところだけ提案をしておきますので、ぜひこれを契機に、どうやって財源を取っていくのか。加藤課長もいろんな経験もあるでしょうから、また別途、ぜひそこも聞かせてください。今日は結構です。こういう場ですからね。お願いします。

加藤体育保健課長 大変ありがとうございました。今おっしゃったとおりで、自主財源の確保について具体的な対策と競技力向上に対してのしっかりした財源の確保は、課題として私もしっかり認識して、これから取り組んでいきたいと思っています。

三浦委員長 よろしくをお願いします。

阿部英仁委員 じゃあついでに、課題で取り組むと言った以上は、成果を出さんといかんよ。結果を出さなきゃいかんと思います。よろしくをお願いします。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、続いて⑥と⑦の報告をお願いします。

木下文化課長 文教警察委員会資料8ページをお願いします。県立埋蔵文化財センターの現状と課題について説明します。

沿革の一番下にあるとおり、現在の大分県立埋蔵文化財センターは、設置条例を議会で承認いただき、平成29年4月に旧芸術会館跡にオープンしました。施設内に豊の国考古館やBVNGO（ぶんご）大友資料館を開設し、大分県が実施した発掘調査による出土資料公開や、考古資料を活用した企画展を年5回行っています。

利用者数の推移を御覧ください。移転により交通の利便性向上や展示施設の充実などもあり、利用者数は平成29年度2万121人、平成30年度1万7,377人となり、旧埋蔵文化財センター時の約3倍に増え、より多くの県民の皆さまに利用していただいています。

続いて、児童生徒の利用は下表の網掛け部

分ですが、全体の約20%を占めており平成29、30年度ともに3千人を超える子どもが見学や体験のため施設を訪れています。

子どもたちに歴史や文化を親しんでもらうため、勾玉製作、組紐、火起こし、鋳造などを実体験できる歴史体験学習館を移設とともに設置しています。

加えて、子ども向けのジュニア考古学講座の開設や小学生の社会科見学、中学生職場体験の受入れ、高文連美術学生、美術科・美術部と連携したスケッチ大会の開催や展示など、施設を幅広く活用し、学校の児童生徒が歴史文化に興味を持つ工夫をしています。

今後は、こうした子ども向けのプログラムを定着させるとともに、学校への出前講座や指導する先生方の研修受入れにも一層力を入れ、先生にも埋蔵文化財センターを知ってもらい、学校と連携しながら、子どもたちに歴史文化の楽しさを伝える機会を拡充していきたいと考えています。

内海義務教育課長 本年度の全国学力・学習状況調査結果について説明します。同じ資料の9ページをお開きください。

これまでの調査は、A知識とB活用の二つの問題に分かれていましたが、今年度から知識と活用を一体的に問う形式に変わりました。また、英語が初めて実施されました。

項目4の教科の調査結果を御覧ください。

小学校は、国語、算数とも全国平均以上です。中学校は、英語を除く、国語・数学が全国平均を上回ることができました。

(3)のグラフは、大分県と全国との平均正答率の合計の差を経年変化で表しています。小学校は、平成26年度から全国平均以上を維持しています。中学校は、平成29年度調査で初めて全国平均を上回り、今回過去最高の結果となりました。

10ページを御覧ください。

これは、各教科の平均正答率の分布です。白抜きが全国、黒塗りが大分県です。点線四角囲みは、平均正答率が20%未満の児童生徒の割合を示しています。この低学力層の割

合を全国と比較すると、小中とも全ての教科で全国平均より少ないという結果になっています。また、分布グラフの下には、低学力層の割合の全国平均値との差を平成25年度と比べて示しています。

例えば、小学校の国語は平成25年度は低学力層の割合が全国平均より0.3ポイント多かったのが、今年度は1.8ポイント少なくなっており、低学力層が減少しています。中学校の国語、数学においても同様に低学力層が減少しています。全ての子どもに一定レベルの学力を身に付けさせるため、低学力層の減少に今後も一層力を入れていきます。

11ページを御覧ください。本年度の調査結果を分析し、明らかになったことを4点にまとめています。

1点目は校長のリーダーシップのもと、教務主任等を中心に組織的な授業改善の取組を進めている学校が増加していること、2点目は小・中学校共に国語科の授業改善が児童生徒の国語学力に結び付いていること、3点目は中学校数学の授業改善が進み、知識を活用する力の向上につながったこと、4点目は中学校英語は、目的、場面、状況を明確にした言語活動を通して、文法や語句の定着を図る授業改善を進める必要があることです。

学力向上に向けた今後の取組として、今年度中に実施することの4点をあげました。これまでも推進してきた新大分スタンダードに基づく授業、小学校高学年の教科担任制、中学校学力向上対策三つの提言については、質の向上を図る等取組を強化していきます。英語については、県内6か所で授業研究会を実施し、今、目指すべき授業像の浸透を図ります。

なお、市町村ごとの結果と成果を上げた学校名及び取組の好事例の公表は、本日17時に県教育委員会のホームページで行います。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ないようですので、私から。

常任委員会の県外調査で、今年は北海道に行って埋蔵文化財センターを調査しました。あそこは指定管理で運営をされていて、来館者数は大分県の方が多いんですけども、少し私から取組状況を木下文化課長にお伝えしたいと思います。

正に今、現状と課題であげられた小学生を含めた子どもの取り込み、力点をどこに当てているのかということところです。北海道はかなり若年層、取り分け子どもにしっかりターゲットを当てているなという印象を私自身も実感しました。小さい頃から生まれ育った地域の歴史や文化等を学ぶことは非常に大事なことだと、訪れやすい環境づくりも非常に考えられているな、工夫されているなとも思いました。あわせて、文化財を活用した地域活性化の施策も立案されていました。資料等を持って帰っていると思いますので、ぜひ一度検討して、さらに多くの方が来館されるような埋蔵文化財センターを期待しています。先日は特別展「大友氏の栄華Ⅲ」に私も来賓として出席しましたが、成功祈念したいと思います。よろしくお願いします。

木下文化課長 委員長がおっしゃったように、大分県の子どもたちに文化、そして大分県の歴史をしっかり伝えていくことが大事なこと、使命だと思っています。これからますます研究して、埋蔵文化財センターがよりよく、情報発信基地・施設となるように努力したいと思います。よろしくお願いします。

高橋委員 すみません、ちょっと1点だけ。

全国学力テストの学力向上に向けた今後の取組の2番に、小学校の高学年の教科担任制の推進があって、今年から県北で、数校ですけども入ったと。1学期を通して見て、まだ期間は短いので成果は分からないと思うんですが、その取組の状況を。それから算数や数学等々はなかなか、小学校の場合はいいんですが、中学校は。やはり小学校時代からのそういう基礎的な積み上げというのが必要になってくると思います。そういう意味では教

科担任制も一つのいい方法だと思うんですが、そこら辺の今の状況はどうなんですか。

内海義務教育課長 1学期の取組状況について、推進校にアンケート調査をした結果、空き時間ができることで教材研究がしやすくなったということ、あるいはこれまでなかなかきめ細かい指導をすることができなかった児童に対しても、空き時間等の利用によって余裕が生まれ、対応できるようになったなどの報告をいただいています。

困った事は、最初の4月段階で日課表編成が難しかったとのことですが、それも実施していく中で、改善をしながら現在は滞りなく行われているとのことです。また、御指摘のあった算数、数学の授業の充実については、小学校においては教科担任制と同様に、教科担任制を取り入れたところも習熟度別指導を同時に取り入れているところもあって、よりきめ細かな学習ができる状況になっていますので、今後進めていきたいと思っています。

高橋委員 英語の教科が本格的に始まるので、小学校では、相当現場が混乱——混乱とまではいなくても、かなり準備等でばたばたしていることもあるようなので、やはり時間的、物理的な余裕と精神的な余裕、これが子どもの指導にとってはかなりいい結果をもたらすと思っています。一足飛びにはなかなかいかないと思いますが、今後もそういう方向で教育委員会としても取り組んでいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、次に⑧と⑨の報告をお願いします。

久保田高校教育課長 諸般の報告⑧台風第15号による共同運航実習船「翔洋丸」の衝突事故について報告します。

資料12ページをお開きください。

1の事故の概要について説明します。翔洋丸は台風第15号による被害を回避するため、京浜港沖に錨を下ろして停泊していました。今回の事故は9月9日午前2時頃、広島島の砂

利運搬船第三十六親力丸が走錨したため、同船に衝突されたものです。なお、乗船していた62名に負傷者はいませんでした。

次に2の経緯ですが、時系列にまとめていきます。下の写真にあるように、右舷右側船首と漁撈装置に破損を確認しています。同日の海上保安庁による検査、翌10日の運輸局の臨時検査の後、船員以外の香川県立多度津高校専攻科生を含む、生徒34名及び指導教官5名は陸路にて全員帰路に就いたということです。

修繕工事については、造船を依頼した株式会社ヤマニシに依頼することとしています。12日に同社のある宮城県石巻港に入港しています。

3今後の見通しですが、9月17日に同社から提案された工期は、11月上旬が完工予定となっています。少しでも早く実習が再開できるよう、工期短縮について協議をしているところです。県教育委員会としては、船の安全性を確保しながらも、実習生の乗船履歴を担保することを最優先に、今後も香川県教育委員会とともに、関係機関と協議を進め、代替の実習スケジュールを10月上旬をめどに作成していきたいと考えています。

続いて、諸般の報告⑨県立国東高等学校と県立国東高等学校双国校の一体化について報告します。資料13ページをお開きください。

まず、1県立国東高等学校双国校の生徒募集停止についてですが、(1)令和2年度以降の生徒募集を停止する学校は、大分県立国東高等学校双国校です。(2)の生徒募集を停止する理由ですが、まず1点目として、募集停止基準である2年連続して在籍生徒数が総入学定員の3分の2未満に既に3年連続で該当したという点。2点目として、国見、姫島地域の中学校卒業予定者数の状況から、今後の入学生増加の見通しが難しいこと。さらに3点目として、本校と一体化することで生徒が切磋琢磨できる環境、部活動の充実、地理、歴史や理科といった専門科目の選択の充実など教育環境の整備を図ることの3点をあ

げています。

これまでに、地域での説明会や双国校PTAでの説明会等を実施し、生徒・保護者の意見を伺いながら進めてきました。7月に双国校で行われたPTA総会での総意として、本校との一体化後も、在校生については双国校で学び、そのまま卒業したいという方向性が確認されています。以上が国東高等学校双国校の募集停止についてです。

続いて、2の県立国東高等学校の学科新設についてです。

(1)新設学科の名称は環境土木科です。これは、県内のみならず九州でも唯一の名称となります。(2)の設置の背景ですが、まず、土木を学ぶ環境がない国東地域に、新たに土木系の学科を設置し、県の土木人材を育成するという点。また、頻発する豪雨、あるいは台風災害等への対応のため、産業界から土木人材育成の要請があり、高校への求人も大変多くなっている状況があります。(3)新設学科の特色ですが、環境土木科では、農業・工業両方の土木を学び、総合的な技術・技能を兼ね備えた人材を育成すること、現場で導入が進むドローン技術や土木機械の無人化施工など最新の土木技術を学習すること、さらに、環境保全の観点から世界農業遺産など地域資源について学ぶことで、世界的な開発目標であるSDGsへの取組につながる探究的な学習を実施することなどです。

今申したような内容を実際に学ぶのが、(4)の特色ある科目です。最新土木技術、世界農業遺産探究の二つをあげています。

(5)の目指す進路先としては、就職先として、土木・農業関係民間企業、大分県職員初級総合土木、国家公務員一般職の農業土木、市町村の土木系公務員などです。また、進学先としては、国公立・私立大学の環境系、土木系の学科、短期大学、測量系の専門学校などです。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

高橋委員 翔洋丸の件です。私は臼杵なんで、実は9月4日に、翔洋丸が初航海ということで、出帆関係の式には行ったんですよ。新造船ということで、子どもたちも明るく楽しそうに、元気よく出発していったんです。僅か5日後にこんなことが起ころうとは、そのとき夢にも思わなかった。高校の先生方は、台風が近づいてきているので、ちょっと波が荒れたりとか、それは心配だなという話はしてたんですけども、よもやこういうことになろうとはですね。

ただ、お恥ずかしいことに、私、実はこの事件を知らなくて、かなり後になって知ったんですけども、新聞を見たら10日には既に記事が出ていたんですね。9日の夜のことであったんですが、ちょっと詳しいことは分からないので、子どもたちはこのとき船の中にいたのかどうか、それから関係学校、保護者への連絡等はいつ頃なされたのか。これを見ると、事故後もう10日のうちに、子どもたち、学校の先生たちは大分に帰って来たみたいなんですけど、そこら辺の連絡などは怠りなくできたのかどうか。

久保田高校教育課長 まず、船の中に当時いたのかということですが、62名の乗員——これは生徒、それから専攻科の生徒、それから在學生徒全員がこの船の中にいました。当時、見張りをする係の専攻科の生徒は3名起きていましたけれども、それ以外の生徒は就寝中でした。それから連絡については、夜中の2時でしたので、翌朝、早期に船から連絡を各学校にしたということで、その後はすぐ保護者に連絡しています。

三浦委員長 よろしいですか。（「はい、ありがとうございます」と言う者あり）ほかに。

小嶋委員 国東高校双国校の募集停止をして、双国校に環境土木学科を作るのではなくて、国東高校の中に作るという理解でいいんですかね。

久保田高校教育課長 今おっしゃったとおり、国東高校に新たに学科を新設するという事です。

小嶋委員 1クラス40人ですか。

久保田高校教育課長 先日、定員は発表していますが、30名での募集を計画しています。

小嶋委員 推薦はありますか。

久保田高校教育課長 推薦は募集のパーセントは決まっていますので、それも公表していますが、推薦枠もあります。

小嶋委員 10人ぐらいですか。

久保田高校教育課長 いや、20%以内です。

小嶋委員 多分全国募集になるんだろうと思うんですが、双国校がその募集定員に満たなかったのが3年連続で続いたと。少しエリアは違うので分かりませんが、この地域で卒業する中学生がどれぐらいの数なのか、ちょっとよく把握をしていませんが、30人とはいえ新設して、志はすごくいいし、このエリアに土木の技術者を育成するという思いも当然肯定するし、それも大賛成なんですけど、実際に蓋を開けたら足りませんでしたということにならないのかどうか。ちょっと心配なんですけど。

久保田高校教育課長 まず、全国募集という言葉が出ましたが、この国東高校に新設する環境土木科については、全国募集ではありません。全県からの募集で考えています。今、広報を全県下の学校に案内の文書を出したり、あるいは新たに募集のために、10月中に体験入学等も今計画をしている状況です。

三浦委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）私から3点いいですか。

同じその環境土木の関係なんですけれども、まず1点目が30名の定員にした経緯について。あわせて土木系は非常にいいなと思うんですけど、特色ある科目で、最新の土木技術は非常に分かりやすいと思うんですけど、世界農業遺産探求——私の地元日出町も世界農業遺産に関わっている地域で、今回の一般質問等でも取り上げられていましたが、かなり地域によって温度差もあって、こういった科目の選定がどうなのかなとも思うのがもう1点。最後に、これはいつも出るんですけど、新たな寮の新設についての今の状況を教えて

ください。以上3点お願いします。

久保田高校教育課長 まず30人ということですが、さきほども申したように、地域の生徒、それから全県の土木系を学びたい生徒、この二つの数字を総合して30名と考えています。全県に土木を学ぶ学科がありますが、これまでの入学定員と志願者の数、そして7月に志願状況件数も調査していますので、それをあわせて全県的な収容定員というところで30人と考えています。

佐藤教育財務課長 寄宿舎については、実際に設計を発注するのは別府土木事務所になります。今日の午前中も別府土木事務所に行っていて、どういう寮にするかという詳細な詰めを今している段階で、来年の3月には、4月から入る生徒のためのリフォームが完成する、そういう予定です。

三浦委員長 そうなんですか。あと、その科目については。久保田高校教育課長。

久保田高校教育課長 科目の選定ですが、まずは専門科の学科ですので、土木をしっかり学べる総合的な単位数があります。その単位数に合わせて学科の特色、それは今ある社会的な背景も含めて土木の環境、最新の土木が今どんどん進んでいる状況と、それからこの地域の特色がしっかりリンクするように設定したところです。世界農業遺産の活用というのは、この地域のみならず、全県にとっても非常に重要だと思っていますので、そういうことをしっかり学んで、それが最新の技術にもつながっているんだということをあわせて子どもたちにも知ってもらい、広めていきたいと考えています。

三浦委員長 しっかり魅力ある学校づくり、取り分け出口が大事ですから。私はいつも言っていますが、出口をしっかりやっていただきたいと思います。（「はい、ありがとうございます」と言う者あり）ほかに。

阿部英仁委員 翔洋丸の衝突事故を私も知らなかった。高橋委員もそう言ってたけどね。この後、不祥事の報告が出てくるんですけど、個人情報も重要で、そういうときは事前に連

絡があるんですけど、こういう生徒の安全については、こちらが加害者じゃないにしても、生徒が本来船で航海すべきものが列車で陸路で帰らなきゃならんとか、こういう状況が起こったときは、やはり一つの大きな事件として知らせるのが普通筋じゃないかと思うんだけど、何でそういう連絡はないの。何かあったときは連絡するくせに、何でこういうときに連絡しないわけ。それは、大したことじゃないと思ってたわけ。そして、委員会でこういう報告をすれば事足りると思ってたわけ。高橋委員はさっきそれ以上言わなくて、新聞で見ただけだと言ったけど、我々もそうなんですよ。（「いや、一緒です、何で連絡してくれなかったのかな」と言う者あり）そのところをもう少し明確に、私は今後すべきじゃないかなと。何かあったときは必ず連絡するんだから。何でこんな、これは大事なことですよ。そういうところは、どうなんですか。

久保田高校教育課長 大変申し訳ありません。正に今、委員がおっしゃったとおり、こういった事案については、特に子どもたちの生命財産に関わることでありますので、報告すべき事項であったと考えています。以後こういった事案についても、その他についてももしっかり連絡していきたいと考えています。申し訳ありません。

阿部英仁委員 もうこれ以上言わないけど、これだけは報告すればいい、これは報告しないでいいとか、そういうことじゃなくて、こういう事柄は大変なことですから、やはりみんなでも共有することが大事なんで、そこはよろしくお願いします。（「ありがとうございます」、「申し訳ありません」と言う者あり）

三浦委員長 その他よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、最後に⑩の報告をお願いします。

後藤特別支援教育課長 県立日出支援学校における個人情報書類の紛失について報告しま

す。

資料の14ページをお開きください。

今回、生徒の情報を守り、慎重に管理すべき学校において、このような事態が起きたこととおわびいたします。大変申し訳ありませんでした。

概要についてですが、資料の1の(1)を御覧ください。紛失が確認された個人情報、修学旅行に参加した高等部生徒9名に関する①緊急連絡先一覧。こちらには、生徒氏名、生年月日、保護者氏名、保護者連絡先等が記載されていました。次に、②服薬一覧。こちらには、生徒氏名、服薬名、服薬量等が記載されていました。また、③日程、生徒氏名等が記載された修学旅行のしおりです。①緊急連絡先、②服薬一覧はしおりに貼り付けられていました。

次に、経緯について説明します。(2)を御覧ください。同校は9月25日から27日までの日程で、関東方面に修学旅行に出発していました。9月25日10時20分に羽田空港到着後、10時30分頃に空港ターミナル内で予定を確認しようとした教員が自身のしおりがないことに気づき、校長に報告をしています。この教員は機内でしおりを見た記憶があったため、航空会社に機内の座席付近とごみの確認を依頼しましたが、見つかりませんでした。同日夕刻ホテル到着後、全員の持ち物を確認したが発見されていません。

翌26日、航空会社、羽田空港、大分空港に遺失物の確認を依頼しましたが、発見されなかったため、正午過ぎに該当の保護者に経緯を説明の上、謝罪しました。

県教育委員会では、同校の連絡を受けて状況の把握を行うとともに、26日の夕刻に、全ての特別支援学校の校長に個人情報の取り扱いについて注意喚起を行いました。なお、現在のところ二次被害は確認されていません。

2再発防止ですが、明日全ての県立特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭を対象に情報管理に関する緊急研修を行うこととしています。引き続き、情報セキュリティの

確保徹底に努めます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 事前に報告があったので、こちらはいいだらうということ。

別に質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

阿部長夫委員 先日の土居議員の一般質問での修学旅行の件ですが、修学旅行の費用と、それから修学旅行の業者のことについてお伺いします。

業者が1社であるというところは、ちょっと普通に考えてもおかしいんじゃないかなという気がします。この点と、料金が県立高校の中でどういうふうに決められて、あの質問の中では基準料金の20%以上、ほとんど上回ってるとのことだったんですけれども、その料金の決め方等について、この2点。

久保田高校教育課長 まず、業者についてですが、先日、議会答弁にもありましたが、44校のうち1校のみが違う業者ということで、43校が同じ業者です。業者の決定についてですが、当然保護者の負担もありますので、私費会計の決まりの中で、複数に見積り依頼を出していたと。平均で3.4社に見積りを出している状況ですが、実際には見積りが競合して、見積り依頼に対して、見積りの辞退をしている状況があります。辞退の理由としては、修学旅行の宿泊先の確保ができない、あるいは営業エリアが合っていないとか、それから企画書を提出するのが非常に難しいといったことで、多くの辞退があります。そういう中で、実際の業者決定に競争が生まれにくい状況が発生しています。

料金についても、規定の金額の20%を超える額が多いとのことでしたけれども、国内の旅行料金、宿泊料金等がこの3年間毎年上昇している状況です。そういった中で年々、その規定を超えている学校が増えている状況

です。

学校においても、業者決定の前に、当然保護者には、こういった地域で修学旅行を実施するというアンケートを取っています。そのアンケートで絞り込んで、多くの学校は最終的には2社、二つの行き先を最終的にもう一度保護者に提案して、そのアンケート等を踏まえて、学校の教育目標が達成できる旅行内容ということで協議をし、修学旅行の選定委員会を開いてそこで決定をしていると。そうしてPTA等で説明する手順を踏んでいます。

阿部長夫委員 その保護者に対するアンケートは、A社がどこの方向に行ったときにはいくらか、B社がどこの方向に行ったときはいくらかという料金まで、行程表と料金までが載ったその旅行行程を示して、どういう希望にしますかというアンケートなんですか。どういうアンケートなんですか。

久保田高校教育課長 保護者へのアンケートについては、まだ業者を決定する以前なので、大体、例えばAという旅行先であればいくぐらいです、Bという旅行先であればいくぐらいですというようなことを併記してアンケートをしています。過去の、あるいは県の大体平均的な金額を示しています。

阿部長夫委員 この前の一般質問で気になったことは、旅行に行きたかったけれども行けない子どもがいたということで、これをどう考えますかね。旅行に行きたかったけど行けなかった。これは大人になってもずっと心の傷として残るんじゃないでしょうか。

三浦委員長 あわせて、その1社という業者はどこなんですか。

久保田高校教育課長 前回もお話をしましたが、多くを占める1社というのはJTBです。

修学旅行に参加できなかった子どもの心情は報道等にも出ていましたし、それは非常に重大なことだと考えています。学校としては、教育目標を達成するために修学旅行を計画していますけれども、質問があったように、その基準とか金額が本当に適正なのかということで、今回、教育長が答弁したとおり、その

基準の是非についても、今後の在り方を保護者、PTA等を含めて検討していきたいと考えています。

阿部長夫委員 業者の競争性というのは、私は全くないと思うんですよ。競争性、競争原理、これをさっき言ったのは、旅行企画が立てられないとか、ホテルを確保できないとか言っていますが、そういう業者はいくらでもあると思いますよ。高校はJTB、中学校は近畿日本ツーリストとか、業者だけで決めているんじゃないんですか。

そこら辺の競争性をもう少ししっかりと県教委は担保して。県が金を出すならいいと思うんですが、保護者が出すんですよね。保護者が出すのに、県がそれを決めてしまうわけですよ。その中で、行けない子どもたちもいると。その行けない子どもたちがいたときに、じゃあ県が助成制度で、希望するならこれはこういう制度があるから使ってくださいませんかという、こんな制度はないんですかね。

久保田高校教育課長 今聞かれたような制度はありません。これはあくまで学校の教育活動の一環でございますので……

阿部長夫委員 もういい、分かった。

だからそう言うのであれば、なおさら全員が行けるように。やはり、料金等についてしっかりと吟味をして、皆さんが行ける方向で考えた方がいいんじゃないですか。これは真剣に取り組んでももらいたいと思います。お願いしておきます。

小嶋委員 もう余り議論をする時間はないと思うんですけど、今後の議論のために資料をいただけますか。各高校の修学旅行先とその費用ですね。それから業者、場合によって行けなかった子どもが多分何人かいると思うんですけど、その数を。それと競争があったとすれば、競争相手のプランですね。その辺を数字で出していただいて、また今後、今回これで議論を終わらせない方が、学校や教育委員会のためにもいいと思うんですね。業者との関係をちゃんとしていくためにはね。ぜひお願いしたいと思うんですけど、委員長よろ

しいですか。

三浦委員長 はい。あわせて、土居議員の一般質問では、そういったことをやっているのは大分県だけだとおっしゃっていました。他県の状況を1回しっかり調査をしてもいいのかなど。本当にJTBだけしかできないのか、見積りが出せないのか。他県はそんなことないというようなことも言っていましたので、久保田課長、あわせてその辺どうでしょうか。

久保田高校教育課長 今の資料の件、それから他県状況ということですので、一度持ち帰って精査をして、他県の状況は分からない部分がありますし、また私費会計なので全く関知をしてない県もあると聞いています。それについては各学校の部分になりますので、そこも含めて少しお時間をいただきたいと思っています。

三浦委員長 それではまた、ぜひ資料をお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかにないので、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部は御苦労さまでした。

執行部が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

〔教育委員会退室、警察本部入室〕

三浦委員長 これより、警察本部関係の審査を行います。

それでは、総務企画委員会から合い議のあった、議案1件について審査を行います。

第87号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、警察本部関係部分について執行部の説明を求めます。

石川警察本部長 警察本部長の石川でございます。初めに私から一言御挨拶を申し上げます。

大規模イベントとして準備を進めてきたラグビーワールドカップ2019については、9月20日に開幕を迎え、大分県においても

来る10月2日から20日までの間に準々決勝2試合を含む合計5試合が予定されており、県警察として万全の体制で臨む所存です。

三浦委員長をはじめ委員の皆さま方におかれては、引き続き県警察への御指導と御支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会では、合い議案件1件について審査いただき、その後、諸般の報告として長期総合計画の実施状況及び計画の変更についてほか二つの案件を説明します。それぞれの案件については、担当部長等から説明しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

木村交通部長 それでは、関係政令の一部改正に伴う、大分県使用料及び手数料条例の一部改正について説明します。

県警が所管する部分について説明をしますので、文教警察委員会説明資料1ページを御覧ください。

今回の運転免許関係事務手数料の改正は2点あります。資料の上段概要欄にあるとおり、改正点は1公安委員会がやむを得ないと認める事情による失効者の手数料の新設及び2免許証再交付手数料の減額の2点です。

それでは、改正内容についてそれぞれ説明します。資料の見直し内容の欄を御覧ください。

まず、1点目の運転免許試験手数料及び免許証交付手数料ですが、道路交通法では、政令で定めるやむを得ない理由のため更新手続きができなかった者は、効力を失った日から起算して3年以内に限り、当該事情が止んだ日から1か月以内であれば、適性試験のみで運転免許の復活ができるとされています。道路交通法施行令では、免許証の更新を受けることができなかったやむを得ない理由として、資料の現行と書いた欄にある海外旅行や災害、病気など1号から5号までを規定していますが、これに改正後と記載しているとおり6号公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことが追加されました。

この事情とは、当県をはじめ全国の運転者

管理システムの障害により運転免許更新事務の遂行が困難となった場合など、公安委員会側の事情により免許更新できずに失効した場合を言います。

運転免許試験手数料及び免許証交付手数料ともに、現行の5項目に該当する場合は金額に変動はありません。新設された6号に該当する場合には、運転免許試験手数料が800円、免許証交付手数料が1,700円となります。この6号に該当する場合は他に比べて手数料が低い理由は、やむを得ない理由を容易に判断することができることから、手数料の構成要件である物件費等が減額されたためです。

2を御覧ください。免許証再交付手数料についてです。

現行の道路交通法では、運転免許証を亡失した場合や汚損した場合等においてのみ再交付を行っていましたが、このほかに、本籍、住所、氏名などの記載事項の変更届を提出したときなどが追加され、再交付を申請できる要件が緩和されます。

これまでは記載事項に変更があった場合は免許証の裏面に手書きで記入していましたが、今回の改正では、本人が希望して免許証の記載事項の変更届を提出すれば、再交付が可能となるものです。

改正後は、その申請内容の確認が容易になるなどの理由から手数料の構成要件である人件費等が見直され、手数料が現行の3,500円から一律に2,250円となるものです。

なお、施行期日は本年12月1日となります。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

阿部長夫委員 この免許交付手数料の変更で、改正で6号が作られたということで、6号に該当する人の交付手数料が安い理由をもう少し詳しく教えてもらいたいですけれども。業務として、免許証交付手数料が2,050円と1,700円と違うんですが、どうい

違いがあるのか。

木村交通部長 1号から5号の交付手数料2,050円というのは、中身は物件費と施設費で1,150円、そして人件費が900円です。それで、この6号については、物件費、施設費が800円と少なく人件費については900円と、1号から5号と同じ額となっております。

阿部長夫委員 いや、そりゃそういう仕分けは分かるんですよ。ただ業務としてどれだけ違うのかという部分はどうなんでしょうか。

木村交通部長 何と言いますか、これは公安委員会の都合で、その日までに更新ができなかったと、こういう……

〔挙手する者あり〕

三浦委員長 萩尾運転免許課長。

萩尾運転免許課長 運転免許課長の萩尾です。

具体的に申しますと、1号から5号までについては免許証の滅失です。免許証を紛失した場合は、いつ、どこで、どういう状況で紛失をしたのかという、いわゆる事情聴取等が必要になりますけれども、6号の場合は公安委員会の事情ですので、容易に分かるための減額です。

阿部長夫委員 ということは、公安委員会側の事情で更新できなかったの、それを再交付するときは、その分安くしますということですか。

萩尾運転免許課長 そういった調査に係る時間などが短くなる場所での減額、そういったところは考えたいと。

阿部長夫委員 もう大体分かりました。公安委員会側の事情であるということ、分かりました。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出があったので、これを許します。

①の報告をお願いします。

山田警務部長 お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況について（平成30年度実績）と書かれた資料を御覧ください。こちらのA4横の厚い冊子です。3ページを御覧ください。

目標達成度の評価方法等については、既に教育委員会の方から説明していますので省略します。

警察本部に関する施策は、政策欄の5安全・安心を実感できる暮らしの確立のうち、（1）犯罪に強い地域社会の確立と（2）人に優しい安全で安心な交通社会の実現となっています。

これら二つの施策について、目標達成すべく取組を進めているところですが、それぞれの施策の実施状況について説明します。

資料の40ページをお開きください。一つ目の施策、犯罪に強い地域社会の確立についてです。

この施策の指標は、中ほどに記載している刑法犯認知件数と特殊詐欺被害件数であり、指標による評価についてはⅢに記載のとおり、いずれも達成となっています。また、施策の総合評価は41ページ一番下に記載のとおりAとなっています。

まず、一つ目の指標である刑法犯認知件数についてです。平成30年の目標4,760件以下に対して、実績は3,331件、前年比マイナス627件、マイナス15.8%で、達成度は130%となっています。

これは、現行の統計基準とした昭和27年以降、過去最少の認知件数であり、15年連続の減少となっています。

この要因としては、地域の犯罪発生状況等

を的確に分析し、予防と検挙の両面から早期に対策を講じていること、犯罪抑止効果の高い防犯カメラの普及が進んできたこと、DNA鑑定などの科学捜査力の向上によって早期に事件検挙が図られていること、また、地域ボランティア団体をはじめとする地域住民や関係機関と協働した活動により、県民の防犯意識が向上していることなどがあげられると考えています。

刑法犯認知件数は、現時点でも減少傾向を維持していますが、県内では県民を不安に陥れる殺人や強盗といった凶悪事件も複数発生しているほか、ストーカー・DV事案や、子ども・女性を対象とした声かけ事案なども、依然高水準で発生しています。

また全国では、登下校時における子どもを対象とした殺傷事件等、子どもや女性の安全を脅かす事案が多発しており、その安全確保に対して迅速・的確な取組が求められています。今後も、引き続き予防と検挙の両面から迅速・的確な対応に努めるとともに、関係機関やボランティアと連携した諸対策を推進します。

次に、二つ目の指標である特殊詐欺被害件数についてです。平成30年の目標140件以下に対して、実績は126件で達成度は110%となっています。

特殊詐欺被害の抑止については、プラン策定時の平成26年の被害件数186件を基準とし、プラン最終年度の令和6年に90件まで半減させることを目標に掲げたところですが、この目標達成を目指した各種取組を実施してきた結果、被害件数が前年の平成29年に比べほぼ半減となる111件減少しました。

その要因としては、これまでの各種媒体を活用した広報啓発活動やコールセンター事業、高齢者の被害防止に効果の高い迷惑電話防止機能付電話機の購入促進等により県民の抵抗力が向上したこと、加えて金融機関・コンビニ等と連携した水際対策を強化したことなどがあげられます。

このように、特殊詐欺の被害件数について

は減少傾向にあるものの、被害額については昨年は2億円を超え、本年8月末現在で既に1億1千万円を超えています。また、本年8月末現在で、高齢者の被害件数は全体の約4割であり、被害額が1千万円を超える被害に遭った方が4名もいるなど、高齢者の被害防止対策は喫緊の課題です。

今後も引き続き地域住民や関係機関・団体と連携を図りながら、高齢者の被害防止対策を推進するとともに、被害の大半を占める架空請求詐欺を抑止すべく、コンビニ等と連携した水際対策を推進します。

なお現在、大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正と大分県特殊詐欺等被害防止条例——仮称ですが、策定手続きを進めているところです。

この条例に基づき、子どもの安全対策及び特殊詐欺等被害防止対策を一層推進します。

次に、42ページをお開きください。

二つ目の施策、人に優しい安全で安心な交通社会の実現についてです。

この施策の指標は、中ほどのⅡに記載している交通事故死者数と交通事故負傷者数であり、評価についてはⅢに記載のとおり、いずれも達成となっています。また、施策の総合評価は43ページ一番下に記載のとおりAとなっています。

まず、一つ目の指標である交通事故死者数についてです。平成30年の目標41人以下に対し死者数は39人で、前年より5人減少し達成度は104.9%となっています。

次に、二つ目の指標である交通事故負傷者数についてです。平成30年の目標6,100人に対し負傷者数は4,609人で、前年より723人減少し達成度は124.4%となっています。

本年は8月末現在、負傷者数は1,933人、前年同期比マイナス325人と大幅に減少していますが、死者数は29人と同プラス8人と大幅に増加しています。特に、全死者に占める高齢者の割合が約66%と極めて高いほか、死亡事故の第一当事者となる高齢者

の割合も4割を超えていることから、高齢者に対する運転者、歩行者の両面からの交通事故防止対策に努めます。

また、交通事故総量抑制のための交通安全教育等の推進や、全ての人々が安全で快適に行動できる交通環境の整備等、効果的な交通事故防止対策を推進します。

全国では、あおり運転による交通事故等が問題になっているとともに、依然として飲酒運転等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が発生しています。今後は、これら悪質・危険な運転行為の根絶に向けた取組についても一層強化します。

続いて、大分県長期総合計画の変更について説明します。

全体の概要については、既に教育委員会で説明されていると思いますので省略します。

警察本部が所管する施策は、冒頭に説明した2施策です。現在、施策、犯罪に強い地域社会の確立に係る指標の刑法犯認知件数と、施策、人にやさしい安全で安心な交通社会の実現に係る指標の交通事故負傷者数の二つの指標について、目標値の変更を行う予定です。

まず、刑法犯認知件数についてです。

当初の計画では、平成36年の目標値を4千件としていましたが、日本一安全な大分の実現のため、全国一の治安水準にある秋田県の犯罪率——犯罪率とは、人口10万人当たりの刑法犯認知件数のことですが、これを目標とし、当県においては令和6年に当該犯罪率を実現すべく、令和6年の目標値を2,850件としたいと考えています。

次に、交通事故負傷者数についてです。

当初の計画では、平成36年の目標値を5,500人としていましたが、平成30年に4,609人と既に達成していることから、平成31年以降は、過去10年間で最も低い負傷者数の減少率2%を毎年達成することとして推計し、変更後は令和6年の目標値を4,100人とします。

なお、長期総合計画については、安心・活力・発展プラン2015中間見直し委員会で

議論が続けられているところ、さきほど説明した条例の一部改正・策定等、施策のさらなる充実を図ることとしています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

高橋委員 ちょっとこの資料の中では見えにくいところがあるんですが、と言うのは自転車です。結構まちなかを走っていると自転車のマナーが余りよくない。これは子どもも大人も関係なく、平気で右側を通行する。特に高校生や中学生が多いんですけど、横並びで走る、後ろから車が来てもほとんど知らん顔をしている、車が避けて通る、それから二人乗りもちょくちょく見かけます。

これは小学校のときから交通安全、特に自転車のマナー教育を小学校、中学校のときに徹底しないと難しいのかなと思います。最近はいよいよ小学校、中学校はヘルメットをかぶってますけれども、高校生や大人がかぶってない。スポーツ系の自転車に乗ってる大人はかぶってるんですけど、おじいちゃん、おばあちゃんは余りかぶってない、そして運転が非常に危ない。そういうこともあって、自転車の死者数は最近はどうなってるのか。当然車両ですから、場合によっては加害になる部分もあって、他県では自転車による死亡事故もかなりあると。大分県の現状はどうなっているのか、そこら辺はどうですか。

木村交通部長 自転車による交通事故の死者数ですけども、今年8月末現在で3名亡くなっています。これは単独で溝に落ちたという事故が多い。それで平成21年以降で見ますと、一番多かった平成21年が死者が7名で、そして昨年は1名です。

それと、人身事故に占める自転車事故の割合なんですけど、全国的に見ると大体19.9%、2割ぐらいなんですけれども、首都圏で、東京都はもっと高くて36.1%、大分県は低くて10.9%。発生件数についても、平成21年は857件の人身事故の発生がありましたけれども、昨年は395件と半分以下

に減っている状況です。

あと安全教育の関係は、幼稚園、小学校の交通教室ですね。中学校は、この前もニュースでありましたけど、実際スタントマンが来て自転車で事故を再現したり、体験や視覚に訴えることをやってます。高校生は今、委員から指摘があった、二人乗りとか無灯火とかを警察官が街頭で見かけた場合には指導して、その数を学校に定期的に知らせています。

高橋委員 大人も子どもも、便利な乗り物だけに安易な気持ちで、本当は大人がちゃんとした手本を見せないとと思うんですが、手本を見せなきゃいけない大人が結構暴走している。全くルールを知らないのかもしれませんが。数としてはあんまり大きくないが、交通事故の一因を占めると思うので、これからもよろしくお願いします。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、続いて②の報告をお願いします。

足達組織犯罪対策課長 警察本部が所管する公社等外郭団体の経営状況等を報告します。

警察本部で所管する団体のうち、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき報告する団体は3団体です。

出資比率が25%以上等の指定団体は、公益財団法人暴力追放大分県民会議及び公益財団法人大分県交通安全協会の2団体です。

出資比率が25%未満のその他の出資等団体は、公益財団法人大分県防犯協会の1団体です。

組織犯罪対策課が所管する公益財団法人暴力追放大分県民会議の経営状況の説明に入る前に、当団体の概要について簡単に説明します。

当団体は、暴力のない明るく住みよい大分県の実現に寄与することを目的に、平成3年8月8日財団法人として設立され、平成4年5月22日に暴力団対策法に基づき、大分県公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受け、大分県の暴力団排除活動に

おける中核として活動しています。

また、平成25年2月28日には、国家公安委員会から平成24年に改正された暴力団対策法に基づき、暴力団事務所周辺の住民の委託を受け暴力団事務所の使用差止めの代理訴訟ができる適格都道府県センターとしての認定を受けています。

それでは、当団体の経営状況について説明します。お手元の文教警察委員会説明資料の2ページをお開きください。

当団体の存立基盤について説明します。項目2を御覧ください。当団体の主たる財源は、基本財産の運用収入及び賛助金等です。基本財産は6億950万円で、県からの出資金は4億6,500万円、出資比率は76.3%です。残る1億4,450万円は市町村や企業等から出資を受けたものです。

次に、事業内容について説明します。項目3を御覧ください。当団体は、暴力根絶のための啓発及び広報活動や暴力団員による不当な行為に関する相談業務などを行っています。

次に、平成30年度決算状況について説明します。項目4を御覧ください。財務状況については、当期正味財産増減額は102万9千円の増加で、正味財産期末残高は6億2,606万9千円となっています。資産関係については、資産総額が6億3,257万7千円、負債総額が650万8千円であり、正味財産（純資産）は6億2,606万9千円です。負債の主なものは、職員の退職金の積立てであり、借入金もなく経営状況は安定して推移しています。

次に、問題点・懸案事項及びその対策について説明します。項目5と6を御覧ください。前に申し上げたとおり、当団体の主な財源は基本財産の運用収入と賛助金ですが、近年の経済動向の影響などにより、賛助会員の獲得が難しくなっています。公益事業を効果的に推進するためには、賛助会員の拡大など県民の協力を得る必要があることから、大分県警察としては、責任者講習や不当要求調査活動などといった当団体のあらゆる活動を通じて、

広く県民に広報するなどして活動状況に理解を求めるとともに、新規賛助会員の開拓に努めるよう指導監督しながら、より緊密な連携を図って暴力団排除活動を推進します。

日本一安全な大分県の実現には、暴力団排除活動は非常に重要な活動です。どうか当団体の活動に対して、御理解と御協力をいただくようお願いします。

幸野交通企画課長 続いて、交通企画課が所管する公益財団法人大分県交通安全協会の経営状況等について報告します。文教警察委員会説明資料の3ページを御覧ください。

項目2のとおり、当団体への県からの出資金はありませんが、運転免許更新時講習事務や保管場所入力業務等、県の事務と密接な関係を有する事業を多く行っていることなどから、特に指導監督する必要がある団体となっています。

その下、項目3の事業内容ですが、交通安全思想普及のための広報啓発や交通安全教育、交通秩序維持のための優良運転者の育成や運転者教育等の交通事故防止活動を実施しています。

項目4の30年度決算状況については、下線を引いた当期正味財産増減額は1,574万3千円の減少となっています。主な要因としては、運転免許更新者数の減少に伴う会費収入の減少や一昨年に職員の賞与額を引き上げたことに伴う支出の増加があげられます。

項目5の問題点及び懸案事項については、さきに述べたように運転免許更新者数の減少等の影響により経常収益が前年度より減少していることのほか、財政再建計画期間中に多くの職員が自主退職し、人材確保が困難となっていることです。このため昨年、職員の待遇改善を図り人材を確保する必要があったため、賞与額を0.5か月分増額したことで支出が増加し、赤字額の増加につながっています。

こうした課題については、項目6の対策及び処理状況に記載のとおり、今後は免許更新者の増加が予想され増収となる見込みですが、委託業務の契約内容の見直しや業務の効率化

などについて、必要な指導、助言を行っていくこととしています。

芦刈生活安全企画課長 最後に、生活安全企画課が所管する公益財団法人大分県防犯協会の経営状況等について報告します。文教警察委員会説明資料の4ページをお開きください。

大分県防犯協会は、県知事の認定を受け平成23年4月1日に公益財団法人へ移行しました。

項目2にあるとおり、同団体への県の出資額は200万円で、県出資比率は7%です。人的支援の状況ですが、大分県防犯協会への県職員の業務援助はありません。

項目3の事業内容ですが、同団体は防犯思想の普及及び高揚並びに犯罪の防止、少年非行の防止及び青少年の健全育成等の活動を実施しています。

次に項目4の30年度決算状況ですが、当期正味財産額は61万5千円減少し、正味財産期末残高は3,550万2千円となっています。また、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は4万円減少しています。減少の主な要因は、自転車販売台数等が前年度に比べて減少したため、同団体の主要事業である自転車防犯登録手数料の収益が減収したことなどです。

最後に項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況についてです。ここ数年、経営状況は安定していますが、賛助会費収入について、昨年度は若干減少し、賛助会員数は近年減少傾向です。防犯思想の普及等の公益事業を効果的に推進するためには、賛助会員の拡大など県民の理解と協力が不可欠です。そのための対策として、同団体ではホームページや広報誌などを利用して団体の活動状況を広く県民に広報して理解を求めるとともに、各種行事を通じての呼び掛け、当団体役員による企業の訪問等により、各種団体への協力依頼等を行っています。

警察本部としても、自主防犯活動の中核である同団体に対して、引き続き安定した運営と効果的な事業活動について必要な助言を行

っていきます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

阿部英仁委員 3件のうち、交通安全協会の件ですけど、最後の対策及び処理状況の中で、今後もう免許証の所持状況を見れば、あれは何年に1回ですから、いつどのように更新があるか、数字は分かると思うんですけどね。これからどんどん少子化で人口が減ってくるわけですから、単に更新者の増加だけで会費収入を見るのじゃなくて、もう少し抜本的に財源を考えていかないと。前々からこういう問題が出て、本当に波があるんですよ。これだけでは解決になっていかないと思うんですよ。いろんなところに知恵を使いながらやっているように報告は受けているんですが、もう少しですね。

見てのとおり県の出資はないわけですから、私はもう少し財政課も何か知恵はないかと。このままずっと行ったらどうなるか。これは絶対に必要な団体ですからね。この活動が薄くなるということは、取りも直さず負担は警察の皆さん、交通課の皆さんに行くわけです。これは交通安全の啓発活動をやっているわけですから、大事なことだと思うんですね。

一つには、私はいつも思うんですけど、免許証更新も新規で取るときも、交通安全協会の会費、会員になってくださいと言われる。強制ではありませんからと言うんですね。強制ではありませんが、会員になってもらえませんかと言う。この強制ではありませんがという言葉はいらんのじゃないかと思うんですけど、あれは絶対に付けないといけないんですか。もう免許証を持つということは、車を利用することにつながるわけで、そういう意味では免許証を持つて人、車を維持運転する人が率先してこういう外郭団体を大きく力を伸ばしていくのも、私は責任じゃないかなと思うんですね。

いつも財政状況を聞く段において、片方でそうやりながら片方でこうあるので、何かな

いかなど。財政課にも、もう少し知恵を出してくれという話はしてるんですが、どうなんですか。1点だけ、その免許更新時の会費収入について。

木村交通部長 さきほどの強制ではありませんがという言葉は、いらんんじゃないかというお話もありましたけれども、多分窓口にいると、任意なんですかどうなんですかという質問が多いので言っているんじゃないかと思うんですね。それで、交通安全協会にはいろいろ工夫をして、会費収入を増やす努力をするようにと、財政サイドからも言われていますし、今のところ加入率が一番新しい数字で見ると40.2%で、中身をよく見ると地元の警察署支部で更新した人は57.6%、半分以上の方が入っているんですけど、免許センターでは32.1%と少ない状況です。さきほど委員からもお話があったように、もっと知恵を絞って会費収入を増やす努力もするようにと、相談をしながら指導してる所です。

阿部英仁委員 今、杉原さんが会長になっているけど、正直なりたがらないでしょう。そういう問題点が非常に多いからね。また将来を見据えたときに、いろんな問題が出てくるので、二の足を踏むということもちらっと聞いています。やっぱり、そういうことじゃなくて率先していくようなことを。地方の加入率はそれだけあっても、私も免許センターに行った経験はあるけど、私自身がそう言われたことがあるんですからね。だから、そこを皆さんがどうこう言わんでいいように。でも、これは委託でやってるんでしょう。そういういろいろ事務手続的なことは。（「はい」と言う者あり）だから、そこは協会の人間ですからね。協会の人間なら皆さん方とは違うでしょうから。言えなかつたら私が言ってもいいので、そこはよく検討してください。

小嶋委員 関連していいですか。交通安全協会は私もすごく関心を持っていて、私も地域の分会役員を自慢になりませんが20年ぐらいやっています。ただ、私を感じるのは、

我々地域としては朝の見守りとかを地道にやっているんですけど、団体の本部がもう少し、パフォーマンスも含めて大々的にやっているイメージを出さないといけないんじゃないのかと。そうじゃないと、強制ですかと言われると、いや、それがですねとって二の足を踏むという。

いや、実はこういう事業をやってるんですよと、こういうことは社会的に非常に必要だし、我々が担うしかないのでぜひ皆さんお願いしますと能動的に言える立場、背景を作ってるのが私は必要じゃないかと思うんです。もっとテレビでもやって、子どもたちに交通指導を緑のおばさん、お姉さんが行ってやっているとか年に4、5回ぐらいテレビに出す。それだけじゃないですけど、宣伝をやっていただくことですね。みんなで安全な交通社会を作るための浄財を出していただくような取組をぜひ。ずっとやれていないし、目立たないからお願いします。

三浦委員長 いいですか。（「はい」という者あり）ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もありません。ちなみに余談ですが私も支部の副支部長をしていまして、この前表彰をいただきました。出席はできていませんけれど。

それでは、③の報告をお願いします。

筒井生活安全部長 私から、子どもの安全対策及び特殊詐欺対策の条例化に向けた県民意見の募集について報告します。文教警察委員会資料の13ページを御覧ください。

現在県警察では、生活環境部と教育庁と協同し、子どもの安全対策や特殊詐欺等の被害防止対策に関して、大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正作業と、新たに、仮称ですが大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定作業を第4回定例会への上程を目指して進めています。

改正等の理由についてですが、子どもの安全対策に関しては、昨年5月の新潟事件や今年5月の川崎事件など、子どもが犠牲となる

大変痛ましい事件が発生したことを受け、通学路の安全対策や子どもの防犯教育を充実させるためです。

また、県民の安全・安心を脅かす特殊詐欺対策に関しては、依然として深刻な被害に対して、県や県民、事業者が一体となった効果的な取組を推進し、持続的に社会気運を高め、各種取組の効果を相乗的に上げ、県民被害の防止を図るものです。

特殊詐欺対策については、県民の安全・安心に係る基本条例である大分県安全・安心まちづくり条例に、特殊詐欺対策に対する県の姿勢と方向性を示すとともに、特殊詐欺対策の個別条例を新規に制定するものです。

条例化に向け、既に9月12日木曜日から県民意見の募集——いわゆるパブリックコメントを行っていることを報告するとともに、条例改正案等の概要を説明します。

まずは、子どもの安全対策や特殊詐欺被害防止対策を盛り込む、大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正の概要を説明します。

この改正作業は、現在、県生活環境部県民生活・男女共同参画課で進めています。

改正の概要については、お手元の文教警察委員会説明資料13ページ、資料2の条例等規定の見直しを御覧ください。

資料の上半分は、大分県安全・安心まちづくり条例の現行規定等を記載していますが、今回の改正では、現行条例の第7章学校等における児童等の安全の確保等に、上段左下にある子どもを守る取組を追加する予定です。

一つは、通学路における児童等の安全の確保です。現行条例では、警察署長の義務として通学路の安全確保の規定がありますが、これを警察署長のほか、県や学校管理者など関係する全ての者の連携により推進するよう、指針を策定します。

次に、児童等に対する防犯教育の充実等です。子ども自身が危険を予測し、回避できる能力を身に付けるため、県の責務として子どもの防犯教育及び社会規範教育の充実に係る規定を追加する予定です。

さらに、特殊詐欺対策に関して、上段右下にある特殊詐欺等の根絶に向けた取組の推進を第8章として追加し、県民の安全・安心に係る基本条例である大分県安全・安心まちづくり条例に特殊詐欺対策に対する県の姿勢と方向性を示す予定です。

県が県民を守るため、特殊詐欺等の根絶に向けた社会機運の醸成に努めることや、市町村や県民と連携し、被害防止のための施策を総合的かつ計画的に推進することなどを規定するものです。

次に、新規制定の大分県特殊詐欺等被害防止条例（仮称）について説明します。

本年6月に特殊詐欺の根絶等を目指して取り組むべき対策について、協議の場として大分県安全・安心まちづくりの推進に関する有識者会議を県生活環境部、教育庁とともに設置し、学識経験者、弁護士、金融機関、老人クラブなどの方9名に委員をお願いしました。

他県では、条例の改正や制定により対策に取り組んでいるところもあるので、委員の皆さんには、他県の動きも参考にさせていただきながら、これまで以上に実効性のあるオール大分での特殊詐欺対策について検討をいただきました。

有識者会議は、6月4日火曜日から4回開催しました。委員からの主な意見をここで紹介しますと、「特殊詐欺等対策については、条例など規定の見直しが必要である」、「条例化するにあたっては、県民の安全・安心に係る基本条例である大分県安全・安心まちづくり条例に県の姿勢と方向性を示し、具体的対策については、新たに特殊詐欺等被害防止条例（仮称）を制定することが、県民や事業者にとって分かりやすく効果的である」といった意見、「特殊詐欺は誰でも被害者になるので、幅広い年齢層で対策を取る必要がある。その対策はだまされる前に入り口で、できるだけ早い段階で被害を防ぐ対策を皆で取り組む必要がある」や、「被害者は巧妙な手口で誘導されている。手口は見破りにくく、犯人に不安をあおられて信じてしまうと、第三者

による注意喚起や説得は難しい。被害者の多くは自分はだまされないと考えており、県民の防犯意識の向上が必要である」といった意見、また、「犯人と話をしない対策については、迷惑電話防止機能付電話が効果的である。普及には有効性を広くアピールすることが必要であり、行政からの購入支援があれば助かる」といった意見、また、「県民一人一人が、特殊詐欺等に関する最新の情報を目にし、耳にし、話をすることが重要であるため、手口等の最新情報をタイムリーに広報する必要がある」、さらには、「別居の高齢の親に定期的に連絡するといった家族による注意喚起や地域コミュニティでの見守り体制づくりなども重要である」等々であり、これら意見等を報告書にまとめています。

県警察では有識者会議の意見に基づき、新たな個別条例として、仮称ですけれども大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定作業を進めています。

新規条例の概要については、お開きのページの条例等規定の見直しの下半分に記載していますので、再度資料を御覧ください。

規定内容は、大きく分けて三つあります。

一つ目は、オール大分による総合的な対策です。被害者の90%以上は、自分は大丈夫と思っていながら被害に遭っています。また、被害者に占める高齢者の割合は大きく、今年に入っても約半数を占めています。一度だまされると銀行の窓口などで注意を促されても、犯人の言うことを信じて疑わず、お金を渡してしまうケースも多くあります。

このため、まずはだまされないために犯人と話をしない対策、これは自宅固定電話対策などです。そして、もし犯人と話をしてもだまされない対策、これは抵抗力の強化等の対策です。仮にだまされてもお金を渡さない対策、これは事業者、金融機関等による水際対策などですが、こういったことが重要となります。

こうした諸対策を真に実効性のあるものにするためには、県全体で被害防止に取り組ん

でいく必要があります。よって、条例の目的や特殊詐欺等の定義、県・県民・事業者の責務、青少年対策として青少年の健全育成に携わる者の義務、効果的な広報啓発や情報提供、被害者への支援等について規定する予定です。

二つ目は、犯行拠点（アジト）対策です。

特殊詐欺の犯行グループにとっては、だましの電話をかけるための場所、いわゆるアジトの確保は必須です。アジトはこれまで関東圏や関西圏に集中していましたが、近年では全国都市部にも増加し、九州でも確認されています。

アジトの大半は、賃貸マンションやアパートの一室、ビルの貸事務所などですが、近年は、宿泊施設や民泊を利用したアジトも確認されています。

したがって、県内にアジトを作らせない、犯行グループを入れないためには、建物の賃貸契約段階から貸主や媒介業者が予防対策を講ずることや、旅館営業者等が宿泊施設を利用させないための対策が重要です。

よって、県内の建物や宿泊施設等が犯行拠点、アジトに使用されないよう、賃貸建物の所有者や媒介業者、旅館営業者等に対する努力義務等を規定する予定です。

三つ目は、架電先リスト（名簿）対策です。

警察が摘発した犯行グループのアジトからは、それぞれ数千人から数万人規模に上る人数分の名簿が押収されています。名簿には、高齢者の氏名や住所、電話番号、家族構成などが記載され、大分県民のものも多く存在します。

こうした名簿は犯行グループにとって必須のツールであり、逆に言えば、名簿が犯行グループに渡らなければ犯行自体が困難あるいは不可能となります。名簿自体は、個人情報保護法により一定の要件を満たせば第三者に提供することが認められています。しかしながら、名簿が健全な流通から外れて悪質な名簿業者等へ流れ、犯行グループに渡っている可能性があることや、犯行グループが名簿業者から名簿を偽名で購入する事案も発生して

います。

こうした現状から、県民を特殊詐欺等の被害から守るためには、県民の名簿が犯行グループに渡らないための対策が重要です。よって、県民の名簿が犯行グループやこれにつながる悪質な名簿業者等に渡らないよう、個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供する際の手続等を規定する予定です。義務違反者等に対する勧告等の行政指導や公表等に関する事項の規定化も検討しているところです。概要は以上です。

今回の改正等は、いずれも、少しでも早く取り組む必要があることから、条例案の上程は第4回定例会を目指しています。何とぞよろしくをお願いします。

最後に、9月12日から行っているパブリックコメントの内容については、お手元の文教警察員会説明資料の5ページ以降に添付しています。お忙しいところ大変恐縮ですが、お時間がある時に目を通していただければと思います。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、意見等はありませんか。

小嶋委員 笑い話で聞くんですけど、関西はそういう特殊詐欺が余らないと。言葉が巧みじゃないですか。お互いに言葉が巧みで、電話がかかって「もしもし、あんた誰」って言ったら向こうはびびって切ると笑い話で聞いたんですけど。

それと直接関係ないんですが、大分県警は「飲んだらのれん」の歌ですごく成果を上げてますね。この特殊詐欺についても、これはちょっと単純な発想ですけど、警察学校に入ってる受講生に、卒業論文は書かんでいいから卒業楽譜を書いてと。こういうのは、やっぱり歌ですっと入るのが一番いいですよ。

「飲んだらのれん」は最初何なのかと思っていたけど、都町へせっかく飲みに行こうと思ったら、「飲んだらのれん」「飲んだらのれん」と何回も聞いたらたくさん飲む気にならんという抑止効果があっというんですけど、

それはともかく、歌か何かで本当に高齢者に入りやすいものを。今、筒井生活安全部長が言ったような分析とかを加味して研究して、来年ぐらいまでに何とか作って、本当に単純に入り込めるようなのを研究してみたらどうかかなという提案です。すみません、答弁はいいりません。

筒井生活安全部長 今話を聞いたら、既に歌があるらしいんですが、インパクトがなくて皆さん御存じないということですので、もっと広めるような形でちょっと考えてみたいと思います。

小嶋委員 インパクトがなかったら変えればいいんだよ。ちょっと変えて、いいものを作ったらいい。インパクトがあるものを。効果がなかったら意味がないけんね。（「そうですね。はい、分かりました」と言う者あり）

石川警察本部長 今、小嶋委員から話がありました、まず大阪の関係なんですけれども、私、前職は大阪府警の警備部長をしていました。さきほど委員からお話しがあったように、大阪府民はもともと余り特殊詐欺にひっかからないという話はずっと言われています。確かに、いわゆるオレオレ詐欺は、親に電話をして、お金が必要だと言ったときは、確かに「何であんたに金を払わなあかんねん」と言って、親はお金を出さないということだったんですけども、逆に還付金詐欺、お金が戻ってきますよと言われると、大阪府民は「ああ、お金をもらえるんか」といってどんどんだまされるんですね。で（「還付金が多いんやな」と言う者あり）ええ。お金が戻ってくるんで、ATMでボタンを押してくださいと言われるとみんな喜んで押しますので、かなり還付金詐欺は多いというのが実情です。（「県民性やな」と言う者あり）

それから、もう一つ、歌の関係なんですけれども、さきほど生活安全部長からも少し御説明しましたが、実は私の警察庁の同期生が、「まさかの坂道」という特殊詐欺対策の歌を自分で作詞作曲して、東京とか、私の同期生が勤務した北海道などではいろいろ広報啓発

を一生懸命やっていますけれども、正に一般の皆さん方にずっと心に響く、そういった広報啓発が非常に重要だと我々も認識をしています。新規の楽曲も含めてどういったことが一番効果があるのかというのはしっかりと研究したいと考えています。

三浦委員長 ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

阿部英仁委員 二つほど。今の条例の件なんですけど、それを含めて。

ぜひこれは、二つとも大事な条例制定になると思うので、常任委員会だけに限らず議会全体でどう取り組んでいくか、議長ともよく相談してやっていただかなきゃいかんなど。いろんな条例を県も作っている状況で、過去に議員提案条例というのもありますし、執行部と同時に議会も一緒になってやっていこうということ、同時並行でやっていくような事柄もかつてやってきた経緯もあるので、ぜひそういうふうに。

どうせ議会に提案するんであれば、そういうところで一緒になって、議会も入ってやっていくぐらいの重要な条例になっていくと私は思います。できるだけ早い時期に、その取組もまた相談をしながらやっていきたいとします。

ちょっと全体を見ても私が一番年長者なんですけど、私から発言させていただきますが、いよいよ2日からラグビーワールドカップが大分でも始まります。いろんな事柄に対して、もう本当に警察の皆さん方、これに関係する犯罪抑止とか交通規制とか、いろんなことが期待されて、またもう既に取組をされているんじゃないかなと思います。

そういう中で、私も大分市選出議員ですから、時々、時々ですよ、都町へは出るんですが、あんまり頻繁には出ていません。そのたまたま出たときでも、警備というのか、それぞれ出ているんですよ。現職の警察官がもう

本当このところずっと辻々に立って、いろんなカラス退治をしていただいているし、また、いろんなことをやっているんじゃないかな。また、タクシーの運転手に聞いたら、随分前から、ずっと毎日出ているよと言っていましたし、大変御苦労さんだなと思います。都町にしてこの程度だから、ほかのところも、また特に会場周辺になると大変な状況で、皆さん方の手を煩わすことが多々あるんじゃないかなと思います。

そういう中で、出勤という言葉がいいのか、出られてる警察官の皆さん方、やはり長時間勤務もあると思います。多分予算は取っていると思いますけど、片方で県庁の職員の長時間労働はやめようとか、いろんなことが言われてるんだけど、どうも警察の中ではそういう言葉が表立って出てるのかなというのはよく分からない。ほかのところではいろんな働き方改革だとか長時間労働の禁止だとかいろいろ言われている。さりとて、そんなことしてると、あんな警備はできないと思うんですよ。夜遅くまで遊興の人たちを横目に大変御苦労なので、それに対してぜひ予算も、今の段階でもう予算をどうこう言ってもしょうがないんですが、支障のないようにぜひ取組もしていただきたいと要望して、また必要であればまた補正も組むなり、そういうところもぜひやってほしいと思います。

こんなことはあっちゃならないんですけど、警察官だから当たり前だよという意識が、それぞれの中で随分多いんですよ。タクシーで話しても、警察官だから当たり前だという、こういうのを取り締まるのが当たり前だというような、そういう意識で見られてることも現実にあるので、当たり前じゃなくて、やっていることに対しては大半の県民はやはり感謝してるとします。それに対しての手当とか、必要な部分をしっかりやってほしいと要望します。

このワールドカップは、大分県にとって千載一遇のチャンスですから、ぜひ一緒になって我々も大成功に導いていかなきゃならんと

思っていますので、お力添えをどうぞよろしく、改めてお願いを申し上げます。

よろしく申し上げます。

石川警察本部長 大変ありがたいお言葉を頂戴して、本当に心からお礼を申し上げます。

正に今、委員から御指摘があったように、こういった大規模警備の場面では、県警職員一丸となって全力を尽くすということがある意味当然ですけれども、やっぱり一方で働き方改革というこの時代の流れもあり、ラグビーワールドカップ警備期間中は、当然そういった長時間勤務はやむを得ないところであると思います。もし無事にこのラグビーワールドカップ警備が終わったら、またその時点で休みが取れる人にはしっかりと休みを取ってもらいたいと思っています。

あわせて、組織全体として様々な業務の合理化、効率化を進めていく。正に警察だからやって当たり前というのが意識として、従来我々の中にもあった部分はかなり多いかなと思っていますが、そういったところを時代の流れに合わせて、なるべく機械化とか合理化、効率化を進めて、職員自身が働きがいのある職場環境づくりをしっかり構築していきたいと思っています。引き続き委員の皆さま方からも御指導いただきたいと思っています。よろしくお願い申し上げます。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別がないので、これをもって警察本部関係の審査を終わります。

執行部は御苦労さまでした。

委員は協議を行いますので、このまま御着席願います。

〔委員外議員、警察本部退室〕

三浦委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配布のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、所定の手続きを取ることとします。

次にその他ですが、事務局から今年度後半にかけて、文教警察委員会で参考人招致や県内所管事務調査を行うか、委員の皆さまに意見を伺いたいとのことです。事務局に説明を求めます。

〔事務局説明〕

三浦委員長 以上、事務局に説明させましたが、今年度後半に参考人招致や県内所管事務調査の実施希望がありましたらお願いします。

〔委員協議〕

三浦委員長 今御意見がいろいろありましたが、参考人招致や県内所管事務調査は年度内で新たな取組があるときに、必要に応じて実施するというところでよいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 それでは、そのようにします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別がないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。